

令和3年度

事業計画書

社会福祉法人 紀の川市社会福祉協議会

令和3年度 紀の川市社会福祉協議会事業計画

I 基本方針

昨年は、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大により、働き方や仕事のあり方等私たちの生活様式が激変した1年でした。この新型コロナウイルス感染拡大の世界経済への影響は今後もしばらくは続くと想定され、今年後半からの回復を期待する予測もありますが、まだ先行きは不透明といえます。

このような状況の中ではありますが、新型コロナウイルス感染拡大防止を念頭に地域における福祉課題解決に向けた活動をはじめ、生活支援体制整備事業・配食サービス・ボランティア活動等の地域福祉事業やホームヘルプサービス等の在宅福祉サービスの実践を進め、福祉のまちづくりを市民・ボランティア・社会福祉関係者・行政等と連携し地域全体が輪（ネットワーク）となって取り組むとともに、災害時にスムーズに活動できるよう平時からの基盤強化にも取り組んで参ります。

また、第二次地域福祉活動計画「ともに支えあいみんなでつくる福祉のまち～希望にあふれ、誰もが安心して暮らせる紀の川市～」を推進するために重点目標を掲げ、各事業を展開していきます。

II 重点目標

1. 地域で安心して暮らすための体制整備

地域で安心して暮らすことができるよう、相談体制及び福祉サービス提供体制の充実を図ります。また、支援を必要とする方が支援を受けられずにいる状態になることを防ぐために、情報提供の充実及びサービス利用援助等も行います。

2. 孤立しないためのネットワーク構築

支援を必要とする方を早期に発見し、地域から孤立するのを防ぐために、見守り体制の充実や外食機会の提供を行います。また、サロンの開催を通じて、地域交流の促進も図ります。

3. 災害に備えた取り組みの推進

災害発生時の被害を最小限に抑えるために、研修や訓練を通じて地域住民の防災意識の向上を図るとともに、災害時に支援が必要な方の把握や、災害発生時のボランティアとの連携体制の確立など、災害発生後の支援体制の充実にも努めます。

4. 地域福祉活動の推進

まち全体での地域活動を推進していくために、ボランティアの確保・育成に努めるとともに、子どもの頃から福祉に関心を持ってもらえるよう、児童等を対象とした福祉教育を実施します。さらに、社会福祉協議会の機能強化を図ります。

Ⅲ 実施計画

1. 法人活動として、下記のことを行います。
 - (1) 法人全体の運営
 - ・理事会・評議員会・監事会・委員会等の開催
 - (2) 財務・人事管理等の組織管理
 - (3) 社協会員の拡大と会費の募集
 - (4) 職員研修の充実
 - (5) 福祉サービスに関する苦情の解決事業

2. 地域で安心して暮らすための体制整備として、下記の事業を行います。
 - (1) 相談支援体制の充実強化
 - 総合相談事業
 - ・心配ごと相談所（毎週1回）の開設
 - ・専門相談（弁護士相談）所の開設（毎月1回）
 - (2) 福祉サービスの充実
 - 在宅福祉サービス事業
 - ・介護保険事業
 - ・居宅介護支援事業
 - ・訪問介護事業
 - ・介護予防訪問介護事業
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業（訪問A）
 - ・障害福祉サービス事業
 - ・居宅介護事業
 - ・障害者地域生活支援事業
 - ・ほほえみサービス事業（社協単独）
 - 介護予防拠点施設「蛍の里」事業（市受託）
 - 生活福祉資金貸付事業
 - ・適正な貸付・償還指導
 - ・生活福祉資金貸付調査委員会の開催
 - 用具貸出事業
 - (3) 情報提供の充実
 - 広報啓発事業
 - ・広報「福祉きのかわ」による情報提供
 - ・ホームページによる情報提供
 - ・イベントによる広報活動

(4) 権利擁護体制の充実

- 生活困窮者自立相談支援事業（市受託 新規）
- 福祉サービス利用援助事業
 - ・専門員活動
 - ・生活支援員活動
- 法人後見の実施
- 日常生活金銭管理等事業

3. 孤立しないためのネットワーク構築として、下記の事業を行います。

(1) 小地域ネットワークの充実

- 食事サービス事業の実施
- お楽しみ食事会の開催
- 地域見守り相談事業（電話訪問）
- 見守りネットワーク事業（見守りはがき）
- 家族介護者交流事業の開催（市受託）
（介護者サロン・介護者教室・ボランティア養成講座）

(2) 見守り体制の充実

- 福祉委員会活動
- 高齢者見守り事業（市受託）

(3) ふれあい・いきいきサロンの充実

- ・サロン養成講座の開催
- ・情報交換会の開催

(4) つどい場事業の開催（市受託）

4. 災害に備えた取り組みの推進として、下記の事業を行います。

(1) 地域での防災体制の整備

- 防災・減災の意識の向上
- 自主防災組織との連携

(2) 災害時要援護者への支援

- 災害時要援護者の把握
- 小地域防災マップの作成

(3) 災害ボランティアセンターの設置体制づくり

- 災害ボランティアセンター運営マニュアルの活用
- 災害ボランティアセンター設置運営訓練
- 災害ボランティアネットワークの構築

5. 地域福祉活動の推進として、下記の事業を行います。

(1) ボランティアセンターの機能強化

- ボランティア登録及び斡旋
- ボランティアの情報収集・提供
- 登録ボランティアへの活動支援
- 連絡調整・ネットワーク機能強化

- (2) 児童・生徒への福祉教育の推進
 - ボランティアスクール事業の開催
 - 福祉体験学習マニュアルの活用
 - 福祉教育への支援
 - 福祉体験学習の実施
- (3) 人材の育成
 - ボランティア養成事業
 - ボランティア活動へのきっかけづくり
 - ボランティア交流会
 - ボランティアの育成
- (4) 社会福祉協議会の機能強化
 - 生活支援体制整備事業（市受託）
 - ・地域資源の把握及び見える化
 - ・生活支援ニーズの把握
 - ・支え合い地域づくり協議体への参画
 - 要援護者の把握及び台帳の整備
 - 民生委員・児童委員との連携
 - 住民、当事者、社会福祉事業関係者の連絡調整
 - 共同募金運動への協力
 - ・共同募金・歳末助け合い募金運動の実施
 - ・配分委員会の開催
 - リサイクル掲示板事業の実施
 - 福祉団体の支援
 - ・老人クラブ連合会
 - ・遺族会
 - ・母子寡婦福祉連合会
 - ・ボランティア連絡協議会
 - ・福祉防災ボランティア会
 - ・身体障害者連盟
 - ・障害児者父母の会
 - ・赤十字奉仕団
 - 戦没者追悼式（市受託）